## 平成26年度包括外部監査 「基金の管理と運用について」 包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方

## 久留米市

ページ	部局名(現在)	課名(現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
13	出納室	出納室	第3章 基金の管理と運用について 11.監査の結果及び意見 (1)基金運用を担当する出納室の体制を強化すべきである。(意見) 平成25年度末の基金残高は現金預金が23,501百万円、国債などの債券が6,294百万円、貸付金が752百万円である。このうち、債券と貸付金は長期で運用されており、出納室が日々運用を検討しているのは現金預金の23,501百万円である。この現金は期中は現先取引、譲渡性預金、大口定期預金や短期の貸付金などで運用され年度末に殆どが普通預金や決済性預金に戻されている。短期の延べ運用額は貸付金も含めて4,456億円にも上る。この膨大な基金の運用を担当する出納室のメンバーは主幹、課長補佐2名、主査、資金担当職員の5名である。資金の運用にはそれなりの専門的知識が必要であるが、少人数で効率的な運用が行われているのは経験によるところが大きい。異動の多い地方自治体の人事の中では比較的異動が行われていない部署といえる。資金を扱う部門では特に内部統制を強化した組織が要請される。専門性が高い職務であるため後継者が育ちにくいことも含め、相互に補完しあえる余裕をもった体制づくりが必要である。	意見	金利の変動が国内外の影響を受け、資金運用業務に とって厳しい状況が続いています。会計室内での情報と 知識の共有をはじめ、担当職員の育成および補完しあえ る体制づくりを行っています。	措置済
13	出納室	出納室	第3章 基金の管理と運用について 11.監査の結果及び意見 (2)公金管理運用委員会の議事録を作成すべきである。(意見) 公金管理運用委員会は平成24年4月1日に設置されてから、月に1回程度の頻度で必要に応じて開催されているとのことであるが、議事録は作成されていない。具体的な運用の方針や、決定に至った過程を議事録として残しておくことは後日の貴重な参考資料となる。異動により担当者が代わった場合など特に貴重な資料となるものである。何より、委員会が形骸化しないようにするために議事録を作成すべきである。	意見	平成27年度より、委員会を開催した日時、出席者、概要などを記載した委員会録を作成しています。	措置済
14	出納室	出納室	第3章 基金の管理と運用について 11.監査の結果及び意見 (3) 長期運用可能な基金の増加を検討すべきである。(意見) 直近5年間の基金の運用収益の平均利回りは0.3~0.4%で推移している。長期の債券で運用している基金の平均利回りは近年下がってきてはいるが1%近辺で推移している。平成25年度では長期の債券で運用された基金は残高7,095百万円に対し運用収益は67百万円確保しており平均利回りは0.95%となっている。これに対し短期で運用された基金は残高23,501百万円に対し、運用収益は9,473千円であり平均利回りは0.1%以下である。短期運用の基金は年度末には普通預金か決済性預金で保有しておかねばならず、利回りのいい商品はあまり無いため運用収益の増加には限界がある。全体の基金の中で長期で運用されている基金の割合は全体の2割程度であり、長期運用できる基金を増やすことができれば運用収益の増加に大幅に寄与することができる。しかし、基金にはそれぞれ目的があり、取り崩しを要する事態が生じれば基金の引き出しが可能な形で運用していなければならないという制約がある。現在、長期の債券で運用されている基金は総合政策部所管の基金などで政策的に長期に保有しておく必要があり、長期で運用しても影響が出ないような基金に限られている。その他の所管課の保有する基金については目的がある基金を長期で拘束されることはリスクがあるため長期で運用することが難しいのが現状である。個々の基金でみた場合はリスクに備えて全額について流動性を確保しておく必要があるが、全体として考えた場合、つまり突発的に個々の基金に多額の取崩を必要とする事態が生じたとしても基金全体で、ある程度の流動性が確保されており、取り崩す事態が生じた基金に現金が融通できるのであれば、23,501百万円の預金で保有されている基金のすべてに流動性が確保される必要はなく、そのうちの何割かは長期の債券の購入などに回すことができ、運用収益を多く得られるようになる。各部課が保有する基金の内容や取崩し要因が生じた場合の必要額を精査し、基金全体として流動性が要求される額を余裕を持つて算定し、個々の基金に多額の取崩が生じた場合はこの中から支払が確保されるような仕組みを作り、何割かを長期で運用できるような協議ができる体制づくりを検討すべきである。	意見	超長期債券による運用しか、運用益が見込めない状況が続いています。しかしながら、ご意見のとおり、長期運用が可能な基金は限られております。今後の継続的な長期運用を行うための、基金全体での流動性の確保等、関係部局と協力しながら随時検討を行っております。	措置済

ページ	部局名(現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
29	出納室	出納室	第5章 各種基金の残高確認について 4.意見 各基金の内(債券・有価証券)の残高中、田主丸財産区基金および高良内財産区基金については、証券 会社の「残高等証明書」の口座名は「久留米市」になっている。 法律に基づき財産区の基金の保管は、自治体の会計管理者が行うことが義務付けられているため、他の 自治体においても同様の取扱いになっているとの事だが、久留米市の基金とは別に財産区毎に運用して いる基金であるので、証券会社の「残高等証明書」の口座名は「久留米市」とは別の口座で管理したほうが よりわかりやすいのではないかと思われる。	意見	財産区の基金の保管は、地方自治体の会計管理者が 行うこととなっております。財産区は固有の執行機関がな いため、地方公共団体の執行機関がその事務を執行する こととなりますので、財産区の財産を管理するのは当該市 町村となり、久留米市の口座で管理しているところです。 なお、口座は久留米市で管理しているものの、区分につ いては久留米市と財産区と分けているところです。	意見に対する 見解
38	総合政策部	財政課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 1. 財政調整基金 4意見 ((1)取り前しの基本方針について 上記2(2)で述べたとおり、平成27年度以降、地方交付税が段階的に減縮されること及び高齢化に伴う扶助費の増加などに備え、平成22年度以降、財政調整基金を含む主要4基金(財政調整基金、都市建設基金、減債基金、久留米市土地開発基金)は、取り前しをしない方針とされ、実際に全く取り前しがされていない。 財政調整基金は、年度間の一般財源を調整する基金であり、他の主要基金である都市建設基金、減債基金及び土地開発基金の目的もすべてを包含するものとして、地方自治体における最も基礎的な基金(財布)であるから、かかる基金を、交付税の減縮や扶助費の増加などに備え取り前さずに維持・増加に務めてきたこと自体は合理性がある。 しかし、主要4基金以外の30を超える基金においても、4基金の方針に準じてそのほとんどが取り前しを行わずに維持・増加されている。 この点、主要4基金以の30を超える基金においても、4基金の方針に準じてそのほとんどが取り前しを行わずに維持・増加されている。 この点、主要4基金以外の30を超える基金においても、4基金の方針に準じてそのほとんどが取り前しを指持・増加さかてひる。 この点、主要4基金以外の基金については、全人税減縮や扶助費の増加などに構えたこれらの基金の維持・増加の必要性や、今後、これら4基金の存在意義自体がなくなることはないと考える。また、これらを取り崩すことなく財政運営を行ってきた点については、健全な財政運営がなされたといえる。 しかし、これら以外の基金については、全人取り崩さないこととしてきたことの合理性や、結果的に5年もの間取り崩しを全くする必要がなく維持・増加されるだけの基金の存在意義は、改めて問う必要性があると考える。 特に、平成27年度から始まる交付税の段階的な減縮は、当該自治体の財政需要規模に見合った交付税額とすなわち、そもそも、地方交付税は、当該自治体の財政需要と財政収入の不足部分に応じて配分されるものである。したがつて、複数の自治体が合併すると、そのスケールメリットにより節約された経費の分だけ財政需要額が減少するから、当然合併後の交付税も、その需要額に見合った分だけ減額されるはずである。したかって、複数の自治体が合併すると、そのスケールメリットにより節約された経費の分だけ財政需要額が減少するから、当然合併後の交付税も、その需要額に見合った分だけ減額されるはずである。したがって、主要の自治体が合併すると、そのスケールメリットにより節約された経費の分だけ財政需要額が減少するから、当然合併後の交付税も、その需要額に見合った分だけ減額されるはずである。したがって、主要の自治体が合けなどに応じない。	意見	財政調整基金を含む主要4基金については、財政状況の著しい変化や災害等の対応、および将来の事業実施などに備えるものであり、年度間の財源調整という視点からみても、財政運営上重要な要素のひとつであると認識しています。 平成28年度においては、主要4基金から3,500,000千円を取崩し、繰入れることとする予算編成を行い、そのうち減債基金500,000千円を実際に取崩す決算となりました。また、主要4基金以外の特定目的基金については3,095,398千円を取崩し、それぞれの目的を達成する事業に充当いたしました。 主要4基金については将来の急激な財政状況等の変化に耐えうる柔軟性の高い財政構造を出来る限り維持すべく、引き続き決算時において取崩の抑制を図ってまいりたいと考えております。 また、その他特定目的基金については、必要に応じ基金の設置目的に沿った事業への活用を積極的に行ってまいりたいと考えております。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名(現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
39	総合政策部	財政課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 1. 財政調整基金 4意見 (2)処分の制限について 上記1(8)で述べたとおり、財政調整基金の処分については、条例において、地方財政法第4条の4に定める場合(①経済事情の著しい変動による著しい財源不足、②災害による減収、③緊急の大規模な土木・建設事業、④地方債の繰上げ償還)に限ってしか、処分できないと規定されている。 しかし、上記(1)でも述べたように、財政調整基金は、年度間の一般財源を調整する基金であり、他の主要基金である都市建設基金、減債基金及び土地開発基金の目的もすべてを包含するものとして、地方自治体における最も基礎的な基金(財布)であるが、現状だと、財政調整基金は、上記①~④のためにしか取り崩すことができない。 したがって、上記①~④以外の事情による財政調整の必要が生じ、かつ、都市建設基金、減債基金、土地開発基金でカバーしきれない財政調整の必要が生じた場合に、機動的に支出(取り崩し)できるようにしておく必要はないか、一度、検討してみてはどうかと考える。 この点、地方財政法との関係が問題となるが、地方財政法第4条の4により処分が①~④に限定されるのは、法第4条の3によって義務付けられる、「著しく」超過した部分と、法第7条第1項によって義務付けられる2分の1以上の剰余金であるから、これらを一般の財政調整基金とは別に積立をして処分の制限を加えることにより解決しうる。 この点も含めて一度検討してみてはどうかと考える。		地方財政法第4条の4では、「その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき」にも基金を取り崩すことができるとされていることから、平成29年度一般会計予算案では、機動的に取り崩しが出来るよう、20億円の財政調整基金繰入金を計上しています。	
42	総合政策部	財政課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 2. 都市建設基金 4意見 財政調整基金の項で述べたとおり、平成27年度から地方交付税が段階的に減縮されること及び扶助費 の増加などに備え、平成22年度以降、都市建設基金を含む主要4基金(財政調整基金、都市建設基金、減債基金、久留米市土地開発基金)は、取り崩しをしない方針とされ、実際に全く取り崩しがなされていない。 都市建設基金は、道路をはじめとする都市施設等のハード面を整備する都市計画の財政基盤を整えるために存在していることから、かかる基金を、交付税の減縮に備え取り崩さずに維持・増加に務めてきたこと自体は合理性があり、都市計画の財政基盤を整えるための基金の存在意義自体が否定されるものではない。 しかし、財政調整基金の項でも述べたが、平成27年度からの交付税の減額は、交付税が、従前と比べて、財政需要規模よりも少なくなるというものではなく、現実の財政需要規模に見合った額にしていくというものである。 したがって、平成27年度以降も、扶助費の増加などへの対策は講じる必要があるとしても、これまでと全く同様に、単純に全く取り崩しをしないという方針をとることには疑問があり、そのような方針で運営することは、都市計画事業を推進するための財源として設置された基金の目的から徐々に外れていくのではないかと考える。 特に、後述する久留米市振興基金は、ハード面を整備する都市計画を含む新市建設計画の事業促進のための財源として設置されたが、この基金もこの5年間全く取り崩しがなされていない。そして、その規模は都市建設基金の10倍の40億円である。したがって、都市計画事業を推進するための財源とする基金として、都市建設基金と振興基金の位置付けを、その存在意義とともに整理することが望まれ、この点については、振興基金の項で述べる。		都市建設基金は財政調整基金と同様に主要4基金の1つとして位置づけております。取前については、今後の財政見通し及び基金の設置目的を念頭に置きながら、「住民の福祉の増進」と「健全財政の堅持」を両立した財政運営を維持できるよう、取前の判断を行っていきたいと考えています。	検討中

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
48	総務部	財産管理課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 3. 久留米市土地開発基金 4 過去の事業概要 意見 シャロン跡地については、平成5年の取得以来、石橋文化センターの臨時駐車場として利用しているが、 取得価額から考えると非常に不効率な利用法のように考えられる。有効な活用を検討すべきである。 取得から20年余り経過し、取得当時は総額19億円であった土地も現在の公有財産台帳価額は、534,745 千円であり、71.8%の下落である。今後の不動産取得の際に考慮する必要がある事実と考えられる。	意見	価額が下落していることについては、今後の基金の運用のあり方について考慮する必要があると認識しております。 当該地は、文化センターに隣接している立地条件を活かし、同施設の来園者用の駐車場として活用していますが、年間延約6万台を超える利用があり、既に「文化センター駐車場」として定着しています。特に、大きなイベント時には、常に満杯の状況であり、文化センターにとって欠かせない施設となっています。	検討中
48	総務部	財政課財産管理課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 3. 久留米市土地開発基金 5余資の運用状況 意見 土地開発基金に余資がある場合、久留米市の他の部局、外郭団体等全体でより有利な活用方法を検討 する必要があると考えられる。土地開発基金を管理する総務部財産管理課も、運用について出納室に任 せきりにするのではなく、他の部局が管理している基金が土地開発基金に優先してより有利な外郭団体へ の貸付に充てられている状況や理由等を把握し、財産管理課も運用に一定程度の関心と責任をもつ必要 があると考えられる。	意見	不安定な金利情勢のなか、基金余資の有利な運用方法を検討していくことは重要な課題であると認識しています。 土地開発基金に関わらず、運用方法の検討については出納室及び基金所管課と十分な協議・検討を行っていきたいと考えています。 また、財産管理課として、運用にどの程度関わることができるか、検討を行いたいと思います。	検討中
49	総合政策部	財政課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 3. 久留米市土地開発基金 6基金の積立取崩状況 意見 平成25年度末現在21億円の基金現金残高であるが、近年の新規の利用額は年に百万円台にとどまって いる。基金残高のうち、余剰資金と認められる部分については他の基金とのバランスを考慮したうえで取崩 を行うことも一案である。	意見	久留米市土地開発基金は財政調整基金と同様に主要4基金の1つとして位置づけております。取崩については、今後の財政見通し及び基金の設置目的を念頭に置きながら、「住民の福祉の増進」と「健全財政の堅持」を両立した財政運営を維持できるよう、取崩の判断を行っていきたいと考えています。	検討中
53	健康福祉部	健康保険課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 4. 久留米市高額療養費支出資金貸付基金 5監査の結果及び意見 意見 (1)基金残高の減額を検討すべき。 現在、基金の残高は定額の45百万円に設定されているが、平成21年度から平成25年度までの貸付実績で1ヶ月の貸付額が10百万円を超過したのは平成23年2月(10,535,489円)、平成23年3月(10,950,705円)、平成24年5月(10,236,607円)の3回だけである。余裕をみても20百万円~25百万円の残高があれば支障は無いものと考えられる。減額を検討すべきである。	意見	国民健康保険の広域化(平成30年度)における事務の標準化の状況に注視して見直しの検討をおこなってきたところです。 平成29年12月末には、福岡県国民健康保険運営方針が策定され、県内での事務の標準化の方向性が示されました。これをうけて、基金の残高額の適正な額も含め、久留米市における基金制度のあり方について検討しています。	検討中

ージ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
53	健康福祉部	健康保険課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 4. 久留米市高額療養費支出資金貸付基金 5監査の結果及び意見 意見 (2)貸付制度の運用の見直しを含めた基金の廃止を検討すべき。 高額療養費貸付制度は被保険者より申請を受付後、久留米市国民健康保険が高額療養費を決定するまでの間、自己負担限度額を超えた高額療養費に相当する金額を高額療養費支払資金貸付基金より直接 医療機関へ支払い、その後、高額療養費の支給決定を行い、基金に振り替えている。しかし、実際の運営は、高額療養費支払資金貸付による医療機関への支払いと高額療養費の支給決定額の基金への振替が常に同日に行われており、貸付と同日に返済していることから、貸付制度そのものの運用を見直し、基金の廃止を検討すべきである。	意見	国民健康保険の広域化(平成30年度)における事務の標準化の状況に注視して見直しの検討をおこなってきたところです。 久留米市における基金制度の廃止を行うために、代替措置として、高額療養費受領委任払等の制度整備が必要となります。しかし、県内では、貸付制度に比べて認知度が低いこともあり、県医師会への制度の周知方法を含め、県と県内市町村の協議が必要となっています。また、貸付制度の利用者は、ほとんどが滞納世帯であることから、保険料の納付機会の確保しながら、限度額認定証交付基準を拡充することなどの事務見直しを併せて検討しております。	検討中
57	健康福祉部	総務	第7章 各種基金の現状(詳細)について 5. 久留米市社会福祉振興基金 5監査の結果及び意見 意見 基金の統合を検討すべき。 基金台帳の経過から分かるように、財源となる寄附金収入の不確定さと、利回りの低下及び基金残高の減少による運用収益の減少により、ここ数年の基金残高は1億5千万円を下回る水準にて推移している。このため、規模が大きい社会福祉施設整備費補助への基金取崩は、平成16年度を最後に行われていない。その後は、ある程度基金の積立額がまとまった平成17年度と平成20年度に、50百万円の社会福祉協議会運営費補助への基金取崩を行っているのみである。ここ数年の積立額は、少ない年度では百万円以下となっており、社会福祉協議会運営費補助への基金取前ですら難しい状況となっている。この基金の設置目的である社会福祉の向上充実を図るためには、財源確保の方法を見直すことが必要であると考えられるが、同じように財源が確保されずに、平成13年度から休止状態にある久留米市石橋福祉基金と設置目的が重複している部分があるため、基金を統合し一元的に基金残高の管理運用を行い、有効活用を図ることを検討すべきである。	意見	平成26年度に5千万円の取崩を行いました。今後、過去の経緯や基金の設置目的を再度確認し、他の社会福祉関連の基金(久留米市境社会福祉基金、久留米市石橋福祉基金)との統合を検討していきます。	検討中
65	市民文化部	文化振興課文化財保護課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 6.久留米市ふるさと文化創生基金 7意見 久留米市が寄附を受けた場合、文化芸術振興に係る寄附金は文化振興課が、また、文化財の保護・活用等に係る寄附金は文化財保護課が窓口となって受領し、最終的に「久留米市ふるさと文化創生基金」としてひとつにまとめられている。このように、同基金の中に、活用目的が異なる寄附金が混在しているので、既に行われている基金内での区分管理を、今後も徹底していく必要がある。	意見	ご意見のとおり、基金内での区分管理を、今後も徹底していきます。	措置済
65	市民文化部	文化振興課文化財保護課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 6.久留米市ふるさと文化創生基金 7意見 また、これまでの基金の取り崩しの実績としては、公益財団法人久留米文化振興会への補助を通じた文 化芸術振興に係る事業への充当、坂本繁二郎生家の保存整備及び活用事業への充当であるが、寄附金 の中には、例えばピアノの購入など、活用の目的を特定して客附されたものもあり、そのように客附者の意 思が明らかになっているものについては、その意思に沿った活用がなされるよう留意する必要があると考え る。	意見	ご意見のとおり、寄附者の意思が明らかになっているもの については、その意思に沿って活用していきます。	今後の措置方針を決定

パージ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
71	商工観光労働部	観光・国際課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 7. 久留米市国際交流基金 7意見 第一に、本基金が設置された時期と異なり、低金利の時代にあっては基金の存在意義が問われる状況となっており、本基金を今後どのように活用していくのか、中長期的な展望を持つ必要があると考える。	意見	今後も国際交流事業の推進に資するという基金の目的にかなった運用を原則とし、運用益の事業費への充当はもとより、都度、市の決算等の状況を勘案しながら、積み立て・取り崩しの判断を行っていきます。	措置済
71	商工観光労働部	観光・国際課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 7. 久留米市国際交流基金 7意見 第二に、本基金による国際交流事業を実施する久留米観光コンベンション国際交流協会においては、観光、コンベンション、国際交流の3つの事業を実施しているが、本基金による補助金は国際交流事業のみに適切に活用されなければならない。 本基金が一般会計から繰り出されて積み立てられたことを勘案すれば、その財源は市民の血税といっても過言ではなく、公益財団法人として積極的に情報開示を行う必要がある。それにより、市民に対する説明責任を果たしていくことが肝要である。	意見	久留米観光コンベンション国際交流協会において、国際交流基金の設置目的に対して適切に活用されたかどうかについては、年数回の理事会、及び評議委員会で事業報告が行われるとともに、予算、決算で審議が行われており、基金の目的に適した事業の財源に充てられる限り、適切なチェック機能が働くこととなっています。また、適切な事業の財源に充てられているかどうかについては、毎年の予算編成時、及び補助金交付申請に所管課である、観光・国際課で確認を行っています。また、理事会等の資料はホームページで全て公開するとともに、市民からの情報開示についても、規定第14号「協会の管理する情報の公開に関する規定」により、原則として個人情報に当たるものを除き、全て開示することとしています。	措置済
80	市民文化部	体育スポーツ課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 9. 久留米市スポーツ振興基金 7意見 基金設立当初の株式会社筑邦銀行からの寄附金30,000,000円やその後の個人からの寄附金については、寄付者の意思に従いスポーツ振興のために利用されるべき性格のものであると考える。また、その他の久留米市の一般財源から積み立てられたと思われる金額(設立当時の正式な記録がないため詳細は明らかではない。)についても、スポーツ振興に利用すべきであり、基金を取崩し、スポーツ振興事業費に充当することを検討するべきであると考える。特に公益財団法人久留米市体育協会では、利用見込みのない財産を保有しないようにするため、財産(約100,000,000円)の全額又はその一部を久留米市に返還することも検討している段階であり、基金として積み立てておく必要性を再度確認する必要があると考える。	意見	体育協会基本財産100,000,000円には、競技団体等からの寄付15,000,000円が含まれているため、85,000,000円を平成28年度末に市に返還し、当該基金へ積立てました。また、スポーツ振興基金を市のスポーツ振興へ役立てるべく、基金を財源とした取組みを平成28年度から実施しており、具体的には、「全国大会等参加奨励金」「トップアスリート支援事業」等に充当しています。	措置済
80	市民文化部	体育スポーツ課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 9. 久留米市スポーツ振興基金 7意見 また、「久留米市スポーツ振興基金」の設立当時の経緯や新規積立の財源及び財団法人久留米市体育協会(現、公益財団法人久留米市体育協会)の設立に向けた出損金としての50,000,000円の取崩し等に関する正式な記録(決裁文書など)は、文書の保存期間を超えているため残っていなかった。よって今後は、資料をデータベース化するなどして、決裁文書等の公文書の内容をデータとして永久保存していくことを検討すべきであると考える。	意見	スポーツ振興基金に関する文書等に関しては、常用の 継続保存フォルダで管理をするとともに、今回の監査を機 に過去の紙台帳をデータ化して管理することとしました。	措置済

ページ	部局名(現在)	課名(現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
83	健康福祉部	障害者福祉課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 10. 久留米市石橋福祉基金 8監査の結果及び意見 (意見)基金の統合を検討すべき。 平成12年度に福祉活動事業への補助を実施して以降は、設備整備、福祉活動事業への補助とも実施されておらず現在まで休止状態である。財源である寄附金や運用収益が減少したためであることは前で述べた久留米市社会福祉振興基金と同様である。この状況が改善する目処は立っていない状況であり、今後の対応としては、基金設置の目的が重複する部分のある久留米市社会福祉振興基金と統合し、基金残高を管理運用し有効活用を図ることを検討すべきである。	意見	過去の経緯や基金の設置目的を再度確認し、寄附者の 意向を踏まえながら、他の社会福祉関連の基金(久留米 市社会福祉振興基金、久留米市境社会福祉基金)との統 合等、基金残高の有効活用について検討していきます。	検討中
88	市民文化部	久留米シティブラザ <sup>*</sup> 推 進室	第7章 各種基金の現状(詳細)について 11. 久留米市総合都市プラザ整備基金 7意見 基金の取崩し方針につき担当課に質問を行ったところ、条例に規定している基金設置の目的に沿って、平成28年の久留米シティブラザの開館時期に備品購入費等の財源として全て取崩し、基金を廃止する方針であるという回答を得た。また、このことは久留米市市民文化部久留米シティプラザ推進室内部でコンセンサスを得ているとの事であった。 そこで、基金の取崩し時期や、基金の使用内容が確認できる文書を包括外部監査のための資料として作成するよう担当課に依頼した。その文書の内容は以下のとおりであった。 「久留米市総合都市ブラザ整備基金については、多額の一般財源が必要になると見込まれる平成27年度を中心に活用したいと考えており、久留米シティプラザ整備事業において補助金や地方債の対象とならない消耗品や備品購入費等の一部に充当するよう予算要求しているところである。また、基金の処分にあたっては、関係部局との協議のうえ、活用時期及び充当先を決定したいと考えている。」なお、この文書は久留米シティプラザ推進室の担当部長の押印のある決裁文書の形式をとり、久留米シティプラザ推進室で保存されている。 よって、基金が平成27年度を中心に消耗品費や備品購入費等の一部として充当された事や、今後明確な目的がなく一般財源から新たな積立てがなされていないか等を、平成27年度以降も確認していく事が必要になると考える。	意見	久留米市総合都市プラザ整備基金については、平成27年度に関係部局と協議のうえ、施設整備の財源として充当し、基金の活用を図りました。	措置済
92	子ども未来部	青少年育成課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 12. 久留米市青少年健全育成基金 3結果 (2)意見 平成20年度を最後にここ5年間基金の取崩しは無く、基金の運用益(利息)を青少年健全育成推進事業に充当しているのみであり、塩漬け状態といえる現在の運用は、基金の設置目的が果たされているのか疑問である。所管部署である子ども未来部青少年育成課においても当基金の広報に力を入れて寄附を募る等の方策はなされていない。基金残高も25年度末で24,986千円と事業を継続するには少ない。当基金財源の大半は正源氏ファミリーパーク建設基金を久留米市子育て支援基金と分割し積立てられたものである。青少年の健全育成も、子育て支援も事業内容は類似点が多い。本基金について条例を改正し、久留米市子育て支援基金との統合を行い、財源を充実した上で青少年健全育成も含めた幅広い子育て支援活動の推進に充てる方策を検討することが望まれる。	意見	青少年健全育成基金は、青少年の健全育成の振興を図るために平成3年に設置されたものであり、主に就学後の児童を対象に、地域における青少年健全育成活動や健全育成に関する啓発活動等に活用を行ってきているなど、設置目的や時期については子育て支援基金とは異なっています。 一方で、基金残高の減少や近年の財政状況等により、平成20年度以降、基金の取り崩しが行われていないことや、ふるさと納税制度の導入等による寄附金額の伸び悩み等が見られます。 今後については、これまでの寄付者の意向にも配慮しつ、様々な社会情勢の変化、市の施策の方向性等様々な状況を勘案しながら、それぞれの基金が設置された本来の目的を果たしていくための手法や寄附の募集方法について、研究検討を重ねていきたい。	意見に対する見解

ニージ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
95	農政部	農村整備課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 13. 久留米市ふるさと・水と土保全基金 5結果 (2)意見 基金残高の推移(3参照)を見てもわかるが、平成17年の久留米市合併時から現在まで基金の取崩しが行われたことはない。久留米市合併時には、集落排水事業実施の際に取崩して使用することが検討されていたが、他の国庫補助事業で充当されたため、実施に至らなかった。また、過去5年間の基金の運用収益は34千円から56千円で推移しており、年々減少している。当該収益額では効果的な事業を行うことができる規模とはいい難く、実際に現在は、基金の運用収益を農村振興総合整備事業の事務費等としてのみ活用するにとどまっている。今後も金利の低迷が予測されることから、およそ50,000千円の運用収益で、効果的な事業を実施できる額を確保することは予測し難い。基金を取崩して使用することもなく、基金運用収益によって当初予定していた事業を充分に実施できないであろうと予測されることから、当該基金を存続させていく必要性に疑問が残るといわざるをえない。今後は、当該基金を充当できる事業がないか再度検討し、基金の有する資金を有効に活用する途を明確にすることがもつともよいが、それが困難であれば基金の廃止も視野に入れて今後の基金の計画を検討することが望まれる。	意見	当基金は、土地改良施設や農地を中心とした地域資源 を保全する活動の支援を基金運用益で行うとこととしています。 その財源は地方交付税交付金によるものであり、現在も 国県ともに事業を継続しております。 そのようなことから、意見も踏まえ地域資源や景観保全 等に関連する生産環境整備事業において、啓発看板等を 作成し、農地・農業の持つ多面的機能についての啓発を 行っています。	意見に対する 見解
99	市民文化部	文化財保護課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 14. 久留米市歴史博物館建設基金 7意見 基金の財源が、歴史博物館建設のための寄附及びこの基金から発生した利息である以上、当該基金 は、寄附者の意思に従い、原則として歴史博物館建設資金に充てられるべき性格のものである。一方、歴 史博物館の建設とその後の維持には多額の費用がかかるため、費用対効果の観点から建設のめどが立 たない場合は、現在文化財保護課で行っている展示会や資料の データベース化のために、基金を有効利 用する事も検討に値すると考える。但し、市民が久留米市の歴史を学ぶ場として、歴史博物館は重要な役割を担うことになると考えられるため、その建設が期待されることに変わりはないと考える。	意見	ご意見のとおり、寄付者の意向は歴史博物館建設が基本ではありますが、市として収蔵しておくべき資料の購入及び修復やメンテナンスには費用がかかるため、基金の活用を検討していきます。	意見に対する 見解
104	環境部	施設課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 15. 久留米市環境整備基金 3 結果 (2)意見 高良内中継基地、旧埋立地、観立山集会所、埋立地周辺道路の現地視察を行った。過去の久留米市の ごみ処理は、違法性はなかったものの、決して「衛生的で安定した適正処理」と言えるものではなかった。 現在埋立てを終了している旧高良内埋立地は、供用開始以降、不燃ごみとともに焼却能力不足の為、焼却 できない可燃ごみも埋められており、周辺住民に多大なる負担を強いる結果となっていた。 未だ地盤の安定が計れていないため、跡地整備が行えない状態である。今後、跡地整備が可能な時期を 見計らいながら、よりいっそう環境整備事業の推進に努められたい。	意見	跡地整備については未だ地盤の安定が計れていないため、可能な時期を見計らい、環境整備事業の推進に努めたいと考えております。	意見に対する 見解

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
108	子ども未来部	子ども政策課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 16. 久留米市子育で支援基金 3結果 (2)意見 平成21年度を最後にここ4年間基金の取崩しは無く、運用益(利息)を子育で支援事業に充当しているのみである。寄附による基金の増加も過去5年間で343,555円である。基金の主旨を踏まえた活用が行われているとは言いがたい。 当基金の当初積立財源は、もともと石橋正二郎氏からの寄附金を久留米市青少年健全育成基金と分割し、充当されたものである。両基金とも所管部署は、子ども未来部である。その事業内容も、久留米の未来を担う子どもや青少年の健全育成を目的とするものもあり、類似点が多い。本基金について条例を改正し、久留米市青少年健全育成基金との統合を行い、財源を充実した上で幅広い子育で支援、青少年育成の基金として再編し、活動推進に充てる方策を検討することが望まれる。	意見	子育て支援基金は、子どもを安心して産み、健やかに育てるために地域住民が自主的、主体的に行う子育て支援活動の振興を図るために平成10年に設置されたものであり、主に未就学児を対象に、子育て支援ボランティア活動や子育で支援拠点施設における子育で支援活動等に活用を行ってきているなど、設置目的や時期については青少年健全育成基金とは異なっています。また、平成26年度に基金の取り崩しを行うなど、基金の設置目的や財政状況等を勘案しながら活用している状況です。 今後については、これまでの寄付者の意向にも配慮しつつ、様々な社会情勢の変化、市の施策の方向性等様々な状況を勘案しながら、それぞれの基金が設置された本来の目的を果たしていくための手法や寄附の募集方法について、研究検討を重ねていきたい。	意見に対する 見解
112	都市建設部	住宅政策課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 17. 久留米市営住宅整備基金 5結果 (1)指摘事項 平成22年度(平成21年度の出納整理期間中)に151百万円の積立てが行われているが、当該積立てに係 る決裁文書及び振替決定書を確認できなかった。基金の積立て、取崩しを行う場合、所管部署で決裁を行 い(金銭会計規則第9条)、当該部署内で決裁文書及び振替決定書を保管しなければならない。(久留米市 文書規程第31条)。決裁の過程を明確にできるように、今後は保存すべき書類を厳正に取り扱うべきであ る。	扫闹	市営住宅整備基金に積み立て等を行う際には、このような事態が生じないよう関係規則等に即した適正な事務処理を確認し、当該事務により生じる文書について、適正な保存をするよう改善を行いました。	措置済
112	都市建設部	住宅政策課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 17. 久留米市営住宅整備基金 5結果 (2)意見 ① 平成21年度の出納整理期間中に151百万円が積立てられているが、うち52百万円は平成19年度と平成 20年度の市営住宅等の売却に係るものである。このような過年度の市営住宅等の売却益が翌年度以後に 積立てられている理由は売却の翌年度以後に財源を見出して基金に積立てたとのことであった(当該基金 担当者)。このように過年度分の積立てが無制限に認められると積立財源の後付けが可能となり、積立財 源を明確にする必要がある。今後は、原則として積立財源が発生した年度に積立てを行うなど、積立てに係る ルールを明確にすることが望まれる。	意見	市営住宅整備基金に積み立て等を行う際には、同一年度内に積立ができるよう、予算措置を行っていくべきであると認識しております。 一方、予算編成のスケジュール等により、真にやむを得ない場合には、売却の翌年度に積立を行うことも、市営住宅整備基金基金条例に反するものではないと認識しています。	意見に対する 見解
112	都市建設部	住宅政策課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 17. 久留米市営住宅整備基金 5結果 (2)意見 (2)意見 (2)平成21年度からの基金残高の推移をみると、過去5年間において基金の取崩しは行われていない。その理由としては、将来の財源不足に備え、市営住宅の維持管理に係る費用は一般財源で対応しながら、できるだけ基金残高を温存するという考え方によるものであった。確かに、特定の目的のために財産を維持する(地方自治法第241条)ことには法令的にも条例的にも問題はない。しかし、将来的に財政調整的に活用しようとしているのみで、中長期計画を有していないことについては問題意識を持つべきである。今後は基金の中長期的な計画の立案、基金の将来のあり方について担当課で検討を行い、当該計画等をもって基金の活用に積極的に取り組んでいくことが望まれる。	意見	市営住宅整備基金は、市営住宅の住環境整備に充てる事を目的としておりますが、中長期的な計画は策定しておらず、計画的な取り崩しを行っていない状況です。今後は、基金の活用やあり方を検討していく必要があると認識しています。	意見に対する 見解

ページ	部局名 (現在)	課名(現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
117	教育部	学校教育課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 18. 久留米市特別奨学金基金 3結果 (1)指摘事項     久留米市特別奨学生は、久留米市特別奨学金奨学生募集要綱にもとづき久留米市奨学金奨学生審査     委員会により審議人選されるのであるが、収入基準額による審査は申請年度1回のみであり、1年生時に     選考された場合、2年生3年生時に収入基準額の再審査は行われていない。これは久留米市特別奨学金     奨学生募集要綱第7条(特別奨学金の廃止又は停止)の中に奨学金受給後の経済状況好転条項が明確 に記されていない為である。     第7条に(1)第3条(受給支格)に規定する資格を欠いたときとあり、第3条(3)経済的理由により学資の     支弁が困難な者とあることから経済状況好転の場合、自主的辞退を促しているのであろうが収入基準額の     算定は複雑であり受給者に委ねるべきではない。     平成26年度応募状況は、募集定員10名に対し46名の応募がある。受給を切望する学生が多数いる現実 がある中、既受給者にも毎年収入基準額の審査を行う事を求める。	指摘	久留米市特別奨学金基金条例は、平成28年3月31日をもって廃止し、特別奨学金の給付は平成27年度をもって終了しました。 平成28年4月1日施行の改正久留米市奨学金条例に基づき、新たな久留米市奨学金制度において、中学校在学中の予約募集に加え、高校進学後も在学募集を実施しています。 なお、受給を切望する学生が多数いる現実を鑑み、ご指摘のとおり、奨学生決定後も毎年度、収入状況の審査を行い、経済状況が好転した世帯の生徒は奨学生の資格を欠く者として給付を廃止し、資格要件を満たす補欠登録者を順次繰り上げ採用して給付を実施しています。	措置済
117	教育部	学校教育課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 18. 久留米市特別奨学金基金 3結果 (2)意見 久留米市特別奨学金基金は、資金が枯渇すること又平成26年度より国の新たな奨学給付金制度が創設されたこと等、基金の状況が設置当時と現在では違ってきており、久留米市奨学金と併せて今後の奨学金制度のあり方を検討している最中との回答を得たが、未来の久留米市を担う人材育成の為にも久留米市特別奨学金基金の継続又は久留米市が主体性を発揮できる新たな奨学金基金の創設が望まれる。	意見	久留米市特別奨学金基金の枯渇に併せて基金条例は 廃止しますが、今後、奨学金目的での寄附申し込みがあ れば教育振興基金として受納し、活用していく予定です。 なお、平成28年4月1日施行の改正久留米市奨学金条 例において、国の奨学給付金制度を効果的に活用するた め、併給を認めています。	措置済
120	総合政策部	財政課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 19. 退職手当基金 4意見 退職手当基金は、主要4基金と異なり、地方自治を行っていくうえで、必要不可欠な基金ではない。 また、平成27年度以降の交付税の段階的減縮及び扶助費の増加などに備えた取り前しの抑制について は、平成21年度以降、主要4基金が全く取り崩しを行うことなく、一般財源の範囲で地方財政が賄えてきたこと、交付税の減縮の点については本来的な財政需要額にあわせるものであることに照らすと、退職手当基金について取り前しを抑制的に行う合理性はそれほど高くないのではないかと考える。 さらに、退職手当基金は、平成18年度以降の9年間に毎年平均約71名程度見込まれる退職者への対策として設置された基金であるが、平成22年度以降は全く基金を取り崩すことなく賄えていることからすれば、今後、退職者が急増する事情の有無や扶助費の増加の程度に照らし、かかる基金の存在意義を再検討してもよいのではないかと考える。 もっとも、地方自治法により、特定の目的のために設置された基金は、その目的のためでなければ処分ができないとされていることから、退職手当基金を他の目的のために取り崩すことは、条例改正では対応できない。 したがって、退職金の支払は、一般財源からではなく、一定程度、退職手当基金取り崩しにより行い、それにより生じた一般財源の剰余金を他に支出する、あるいは市民に還元するなどを検討してもよいと考える。	意見	平成26年度決算については、退職手当基金について 53,044,000円の取り崩しを行い、退職金の一部に充当しま した。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
128	教育部	総務	第7章 各種基金の現状(詳細)について 20. 久留米市教育振興基金 3結果 (2)意見     久留米市教育振興基金は寄附金及び基金利子を積み立てて事業充当されているが、広報が不足している為寄附が集まらず、厳しい財政状況が続いている。教育振興に充当できる財源を確保するためにも、広報のあり方を考える必要がある。     美術教育振興事業は、寄附者の意向により久留米市小・中学校の児童、生徒に石橋美術館の鑑賞に係る旅費等、又市内学校美術作品展の開催に係る費用等に充当されているが、少年期の情操教育として非常に有用な事業である。しかし、残念ながら石橋美術館を運営、収蔵を行ってきた石橋財団が平成28年9月末で久留米市から撤退することが決定した。自前のコレクションを持たない久留米市としては、市が出資して「(仮称)美術館振興基金」を創設し、市民や財団の寄附も受けながら美術品の収集を行うとの事であるが、美術教育振興事業への寄附者の意見を反映しながら新たな基金への振替も必要と考える。 理科教育振興事業は、理科の備品・器具等の整備に重点がおかれており、科学的な思考や表現の育成への投資に重点を置く事業選定広報活動が望まれる。	意見	教育振興基金のため広報については、久留米市全体で取り組んでいる市政パートナー制度に登録し、広報している他、寄附贈呈式を実施する際には報道機関への情報提供を行うなど、パブリシティによる広報にも努めるようにしました。 教育振興基金から美術館振興基金への振替については、寄附者と協議を行い、振替は行わないことを確認しました。 理科教育振興事業については、備品・器具等の整備が平成30年度に一定完了する見込みであることから、今後は整備した備品・器具等を活用し、科学的な思考や表現の育成を図るための事業実施について検討していくこととしています。	今後の措置針を決定
131	総合政策部	財政課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 21. 久留米市振興基金 4意見 合併特例債による基金設置は、本来は認めていない地方債を財源とする基金の設置を例外的に認めるものであり、いわば、市町村合併による恩恵的基金の設置を認めることで、市町村合併を促進させる効果を狙ったものであら、 久留米市振興基金を設置するにあたり、その財産的規模については、新市建設計画事業を進める上での財政需要から導き出した金額というよりは、基金設置上限全額を基金額にしたというものである。 もともと、取り崩しを予定しない果実運用型の基金であったとのこと及び国の通知により取り崩しが認められたが条例上処分に関する条項が定められていないことから現状では取り崩しができないと理解されていることから、全く取り崩さる条項が定められていないことから現状では取り崩しができないと理解されていることから、全く取り崩さる条項が定められていないことから現状では取り崩しができないと理解されていることから、全く取り崩さるとも、、取り崩さを予定しない、年間約4千万円の利子収入が各振興事業に充当されてきたのみである。 本来、合併特例法第11条の2第1項第3号が、合併特例債をもって設置を認めた基金の目的は、合併市町村が新市建設計画に基づいて行う事業に必要な経費支出のため、地域住民の連帯造化、地域振興等のためであるはずである。しかい、運用状況は上述のとおおりであり、の留米市が策定した10カ年計画の新市建設計画を推進する事業のために有意義に利用されているとはいえない状況にある。したがって、担当課が課題としてあげるとおり、今後、どのように運用、処分していぐを見直さなければならない。まず、条例上、処分の条項がないことから現状では取り崩しができないと理解されている点であるが、基金の設置根拠である地方自治法第241条第3項が、「当該目的のためでなければこれを処分することができない」と、対ら、現状でも、取り崩すできない、条例には処分に関する規定はないが、「処分を禁止する」と表もないこと、から、現状では、するに、条例でにより、発育を設定されて過少条項を設けるべきであると考える。 そして、この振興基金の目的は、地球振興のための都市機能のハード面とソフト面の整備のための事業に対して積極的に拠出することを検討してよいのではないかと考える。 おいまがまでまる。とながまで表現とする報音ができるとを検討してよいのではないかと考える。 取り崩しに関しては、地方債を制定を当上に余剰ができれば、それを他の財源とする。あるいは、市民に還元するなどを検討してよいのではないかと考える。 取り崩しに関しては、地方債を財源とする場合の制限として、地方財政法等5条があり、国条により、地方財政法の特別法として制定された合併特例法に基づきる過しなした。、地方債をよってその対策とするに表ができる」と規定しているとおり、当該基金の目的に従う限り、ソフト面に拠しすることも認められるはずである。	意見	平成27年3月の条例改正により、当該基金の取り崩しの 規定(久留米市振興基金条例第5条)を設け、市民の連携 の強化及び一体感の醸成を図り、本市の振興に資するた めのソフト事業に充てることとしました。この規定を踏ま え、平成27年度においては当該基金について999,588,000 円を取り崩し、事業充当する予算編成を行いました。	

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
142	都市建設部	交通政策課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 23. 久留米市営駐車場整備基金 5結果 (1)指摘事項 平成21年度に906千円の指定管理者からの納付金の積立てに係る決裁文書及び振替決定書を確認できなかった(平成24年度の指定管理者からの納付金の積立に係る振替決定書も同様)。基金の積立て、取崩しを行う場合、所管部署で決裁を行い(金銭会計規則第9条)、当該部署内で決裁文書及び振替決定書を保管しなければならない。(久留米市文書規程第31条)。決裁の過程を明確にできるように、今後は保存すべき書類を厳正に取り扱うべきである。	指摘	市営駐車場整備基金に積み立て等を行う際には、このような事態が生じないよう関係規則等に即した適正な事務処理を確認し、当該事務により生じる文書について、適正な保存をするよう改善を行いました。	措置済
142	都市建設部	交通政策課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 23. 久留米市営駐車場整備基金 5結果 (2) 意見 過去数年の指定管理者からの収支決算書、本業務の営業及び利用実績報告を閲覧したが、業務内容についてさらなる改善を図る余地はあるものの、平成25 年度は3,869千円(前年対比+1,096千円)の収支差額を達成しており、経営改善の兆しがみられる。これに対し、過去5年の当該基金の取崩し額は、およそ2,600千円から11,000 千円で推移しており、当該取崩額を上回る納付金を納めるほどの収支差額を指定管理者が達成することは難しく、いずれ基金は枯渇することが予想される。今後も継続して事業を実施するために、収支状況を踏まえた中長期的な改修計画を策定し、そのうえで当該基金の活用方法について再度検討することが望まれる。	意見	市営駐車場の運営に関しては、平成26年4月14日にJR 久留米駅西口駐車場が供用開始、収益も上がっていることから、指定管理者の納付金を含め、平成26年度は約16 百万円、平成27年度は約34百万円の基金への積み立てが行える状況となっており、当面、基金の枯渇は発生しないと考えているところです。しかしながら、建設後30年以老板化した施設の改修やJR久留米駅西口駐車場の起債償還などの支出も見込まれることから、施設改修の平準化及び計画的な改修を行うなど、基金の枯渇が発生しない様、適切な会計管理に努めてまいります。	意見に対する 見解
148	商工観光労働部	競輪事業課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 24. 久留米競輪基金 8意見 競輪基金は、平成9年4月設立当初は施設改善を目的とした「久留米競輪場施設改善基金」であった。しかし、平成3年をピークに競輪業界の売上は低迷し、事業撤退する施行者も出現した。 この競輪事業の不測の事態等に対応できるよう、久留米競輪の運営に要する経費に充てるため、平成17年4月に名称を「久留米競輪基金」に改称し、あわせて設置目的を久留米競輪の運営に要する経費に充てるためとした。 その後、施設の老朽化等に対応するため平成24年に「久留米競輪施設等改善基金」が新設された。 現在は目的に応じた以下の2基金を設立し、管理している。 「久留米競輪基金」: 久留米競輪の施設等改善に要する経費に充するがら、今後、確保すべき基金の適正額について、検討・研究していくことが求められる。	意見	久留米競輪基金は久留米競輪の運営に要する経費に 充てるため平成9年に設置された基金です。 現在、他場の状況等も勘案しながら、基金適正額を研究 しております。 今後も、久留米競輪事業の不測の事態等に十分対応で きるよう、基金積立を継続していく予定です。	措置済
148	健康福祉部	障害者福祉課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 26. 久留米市境社会福祉基金 5監査の結果及び意見 意見 基金の統合を検討すべき。 当基金は平成17年の市町合併に伴い、旧城島町の基金を引き継いだものである。 果実運用型の基金ではあるが、市場金利が低く効果的な運用収入が得られないため引き継ぎ後、見舞金が交付された実績は無い。現状の低金利下においては見舞金に充当できるほどの運用収益は期待できない状況にある。今後の対応としては、他の社会福祉関連の基金(久留米市社会福祉振興基金、久留米市石橋福祉基金)と統合し、有効活用をすることを検討すべきである。	意見	過去の経緯や基金の設置目的を再度確認し、寄附者の 意向を踏まえながら、他の社会福祉関連の基金(久留米 市社会福祉振興基金、久留米市石橋福祉基金)との統合 等、基金残高の有効活用について検討していきます。	検討中

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
159	総合政策部	総合政策課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 27. 久留米市地域振興基金 5意見 地域振興基金は、旧久留米市と旧町地域の事業レベルを統一する用途や地域振興を目的として取崩、 支出を行ってきた。合併から10年が経過する平成27年3月31日で地域振興基金条例が失効し、地域振 興基金事業も終了することとなるが、監査実施時点においては、今後の取り扱いが決まっていない事業が ある。全市的な観点から継続実施の可否を検討するとともに、継続して実施する必要がある事業について も事業内容等の見直しを行う必要があると思われる。	意見	地域振興基金は、地域振興基金条例が平成27年3月31日で失効しため、平成26年度末をもって終了しました。なお、地域振興基金については、充当残額も含めて全額を年度末に取り崩し、一般財源に繰り入れました。よって、地域振興基金事業は、基本的には平成26年度で終了しますが、一部事業については全市的な観点から実施が必要な事業か否かを整理し、実施が必要な事業は事業内容を再整理した上で、平成27年度以降も継続して行うこととしました。	措置済
163	総合政策部 田主丸綜合支所	総合政策課 産業振興課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 27-(1). 久留米市田主丸地域振興基金 4田主丸地域振興基金10年間の取崩状況 (1) 久留米市田主丸財産区拠出金 意見 「財産区」は、「あくまで市町村及び特別区の区域の一部であり、市町村又は特別区から独立して財産を所有し、又は公の施設を設置しているものであり(逐条:地方自治法)」市とは別人格である。 合併後の平成17年に一旦、久留米市地域振興基金(当然久留米市所有)として積立てたものから「田主丸財産区」に3億円繰出しが行われているが、財産区にはまだ残高が残っていることから、これに対しては何らかの開示をする必要があると思われる。	意見	繰り出された地域振興基金が適切に事業財源に充てられているかどうかについては、財産区からの事業報告により、毎年、所管課である田主丸総合支所産業振興課で確認を行っており、市民への開示については市情報公開条例に基づく開示で対応できると考えている。	意見に対する 見解
175	協働推進部	地域コミュニティ課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 27-(3). 久留米市城島地域振興基金 4城島地域振興基金10年間の取崩状況 (2)校区コミュニティ施設整備事業 意見 校区コミュニティセンター整備については、現在小学校区ごとに整備が行われているが、少子高齢化が進行しており、将来的には学校施設の統廃合の必要も生じるものと思われる。 今後、校区コミュニティセンター整備を行う際には、将来の人口推計も考慮したうえで施設規模等を検討していく必要があるものと考えられる。	意見	校区コミュニティセンターは校区住民の校区まちづくり活動の拠点施設として、自ら設置されているものです。地域の人口が減少することで、施設の修繕費に関する地元住民一人ひとりの負担が増えることは大いに想定されます。よって、建替え等を実施される場合には、施設規模などについて十分な検討を行っていただくよう、随時助言を行っております。なお、平成28年度の校区コミュニティセンターの建替えに際しましては、この点について、校区内で十分な検討をされるよう助言を行いました。	措置済
187	上下水道部	給排水設備課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 28. 久留米市特定地域浄化槽整備推進基金 7意見 久留米市特定地域浄化槽整備推進基金の平成26年5月30日残高が15,061,949円であるのに対し、今年度の市債の償還は約20,000,000円の予定である。これにより今年度に基金残高がなくなるため、基金を廃止する方針となっている。これを確認できる文書として、平成27年3月議会に提出する予定の議案の件名が「久留米市特定地域浄化槽整備推進基金条例を廃止する条例」である事を、久留米市上下水道部が久留米市総務部(文書法制担当)へ回答する部長決裁の写しの提出を受けた。よって、次年度に基金残高がなくなり、久留米市特定地域浄化槽整備推進基金条例が廃止される事を確認する必要があると考える。	意見	久留米市特定地域浄化槽整備推進基金は、平成26年度に基金残高15,073,708円の全額を取り崩し、市債の償還に充てました。これによって基金残高はなくなり、平成27年4月1日をもって久留米市特定地域浄化槽整備推進基金条例は廃止されました。	措置済

ページ	部局名(現在)	課名(現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
191	協働推進部	安全安心推進課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 29. 久留米市暴力追放推進基金 6意見     久留米市における暴追活動については、早期に暴力団が存在していた背景から、任意の団体である協議会があり、昭和47年6月25日「暴力団追放都市宣言」を行い、平成18年12月21日基金条例を、平成22年6月29日に久留米市暴力団排除条例、同9月30日に久留米市暴力団排除条例施行規則を定め、現在に至っている。したがって、市民の要望から協議会なるものが先にでき、また市の補助金交付要綱なども平成19年7月5日に作成されていて、条例・施行規則ができる前に協議会が中心となって暴追運動を実施している。     基金は、暴力団事務所撤去に係る民事訴訟等について、弁護士等からの見積りに基づく原告団からの申請を受け、協議会内で審査・支援決定し、さらに協議会から市への申請を経て、協議会への補助金として運用される。基金を活用した支援を行っていた指定暴力団旧本部事務所撤去訴訟は、平成20年8月25日に始まり、平成25年7月26日に終結を迎えたが、その間の費用14,513千円中、市が負担したのは約9百万円である。(訴訟支援事業執行状況表参照)     地域住民が立ち上がり、訴訟を提起するとどの暴追運動がなければ当該基金の活用はないが、暴力団事務所が依然として存在している限り、随時訴訟に対応できるように体制を協議会内で充実することが肝要かと思われる。その意味で、前記のとおり協議会の組織体制の検討と各関係機関・団体間での密接な情報交換が望まれる。	意見	協議会は、警察や行政をはじめ、弁護士や各関係機関、職域団体、地域住民組織など、多くの構成員で組織されており、県や県暴追センターとも連携しながら、定例の会議だけでなく、暴力団情勢の変化に応じた緊急会議等において情報交換等を行っています。加えて、訴訟支援にあたっては原告団や弁護団等と連絡会議を随時開催し、密に連携を図りながら支援を行ったところです。別式で、訴訟支援に対する組織体制は一定整っていると考えますが、刻々と変化する暴力団情勢を見ながら、対応が遅れないよう必要な見直しは随時行い、組織の充実を図っていきたい。  [参考:市暴追協関連の定例会議等] ・総会・幹事会(2回/年)・校区暴追協連絡会(2回/年)	措置済
199	総務部	総務課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 30. ふるさと久留米応援基金 6結果 ふるさとくるめ応援寄付の平成25 年度の寄附額は10,648千円であったのに対し、記念品のための支出額 は3,882千円であった。さらに、ふるさとくるめ応援寄付のために、パンフレットの作成費用等の委託費499千 円等や主に当該事業の業務を行っている任期付非常勤職員の人件費1,747千円(市負担の社会保険料を 除く)が生じている状況にある。 平成25年度で試算すると、寄附金事業の損益分岐点は、4,686千円(記念品購入費用を除く経費合計÷ 0.5)と考えられ、各年度損益分岐点を上回ってはいるが、ふるさとくるめのPRを行いつつ寄附金による財 源確保のためには、さらなる寄附金の増大をはかることが可能な施策を検討する必要性があると考えられ る。	意見	ふるさと・くるめ応援寄付につきましては、現行制度の課題等も踏まえて検討を行い、平成27年4月1日より大幅なリニューアルを行いました。具体的な内容といたしましては、寄付者の獲得や久留米の魅力発信のために記念品数や内容の充実を行うとともに、記念品を自由に組み合わせることができるポイント制の導入、クレジット決済方法の変更による大幅な時間短縮など、お申込をいただく際の利便性の向上を図りました。	措置済
202	都市建設部	防災対策課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 31. 久留米市消防基金 5結果 (1)平成21 年度に89,396千円の取崩しが行われているが、当該取崩しに係る決裁文書及び振替決定書を確認できなかった。基金の積立て、取崩しを行う場合、所管部署で決裁を行い(金銭会計規則第9条)、当該部署内で決裁文書及び振替決定書を保管しなければならない(久留米市文書規程第31条)。決裁の過程を明確にできるように、今後は保管すべき書類を厳正に取り扱うべきである。	指摘	久留米市消防基金の取り崩し等を行う際には、このような事態が生じないよう関係規則等に即した適正な事務処理を確認し、当該事務により生じる文書について、適正な保存をするよう改善を行いました。	措置済
203	都市建設部	防災対策課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 31. 久留米市消防基金 5結果 (2)設立当初からの基金残高の推移をみると、平成21 年度の89,396千円の取崩しがあったのみで、これ以外に事業に充当されたことはない。その理由としては、広域消防負担金については一般財源で対応し、消防施設の建替工事などの多額の支出や将来の財源不足に備え、できるだけ基金残高を温存したいというものであった。 確かに、特定の目的のために財産を維持する(地方自治法第241条)ことには法令的にも条例的にも問題はない。しかし、基金の方向性として将来的に財政調整的に活用しようとしているのみで、中長期計画を有していないことについては問題意識をもつべきである。また、現在の積立ては基金の運用収益のみであり、今後、財政調整的な活用を行った場合、いずれは枯渇していくことが予想されるため、将来的な基金のあり方を現時点で検討しておくことが必要と思われる。今後は基金の中長期的な計画立案、基金の将来のあり方について担当課で検討を行い、当該計画等をもって基金の活用に積極的に取り組んでいくことが望まれる。。	意見	久留米市消防基金は、久留米広域消防本部に係る運営 費及び投資的経費に充てる事を目的としているが、中長 期的な計画は策定しておらず、また、新たな基金への積 み立ても行っていない状況です。今後は、基金の活用や あり方を検討していく必要があると認識しています。	意見に対する 見解

	<u> </u>	T				1
ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容/意見に対する見解等	対応状況
206	総合政策部	財政課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 32. 久留米市地域・生活振興基金 5結果 (2)意見 当該基金が充当される事業は、条例上、「市民生活の向上を図る行政サービスの充実に資する事業」及 び「地方公営企業の振興に資する事業」となっているが、当該基金を充当して実施する事業計画を現時点では有しておらず、またどのような事業に充当していくかについても具体性はない。担当課によると、将来 の財源不足に備えたいとの意図があり、様々な事業に充当できるよう基金の目的を広く設定しているとのことであった。充当事業を特定しない年度間の財源調整(財源不足への対応)のための基金としては財政調整基金があり、当該基金の現状を踏まえると、財政調整基金に限りなく近い基金という印象を受ける。特定目的基金である以上、充当事業を明確にすることが必要であり、事業の具体性のない特定目的基金をみだりに設置することは避けるべきであった。今後は、財政調整的な性格を有する基金としての運用を行う予定であるならば財政調整基金との統合を検討する、もしくは、特定目的金基金として設置した本来の趣旨に則り、基金の設置目的に合致する事業計画を作成し、当該基金を計画的かつ有効に活用していくことが望まれる。	意見	平成27年3月補正予算において、基金の設置目的に則り、3億円を取り崩し、活用を行いました。今後も基金の設置目的に沿った事業への活用を検討してまいります。	措置済
213	商工観光労働部	新産業創出支援課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 33. 久留米市産業技術振興基金 6結論及び意見 基金自体の充当・実情報告の見直しが必要だと思われる。 基金は、久留米リサーチパークへの補助金財源として充当されるので、5個別的監査内容(3)で記載して いるように市民によりわかりやすくその充当などを明らかにすべきではないかと思う。そもそも研究開発型 の基金は、中長期的視点での計画が困難であるが、久留米市が補助しなければならない家賃補助についても平成27年3月を限り廃止となるので、効率的な基金の運用が期待される。また、久留米リサーチパークへの補助金を通じた事業の見直しなどについては産学官により構成された有識者会議などを通じて慎重に検討する必要があると思われる。 基金は、今後年間21百万円の補助金支出予算で10年間、取り崩していく。そのため、久留米市だけではなく福岡県と一緒に他機関の成功事例を参考に、事業からのリターンを得られるような仕組みが必要だと考えられる。その意味でも、バイオベンチャーの「ボナック」は新薬の開発により将来東京証券取引所への上場を目指す旨の報道があったので期待できる一つの事例となろう。(平成27年1月4日西日本新聞掲載)	意見	久留米リサーチパークの情報発信については、ホームページのリニューアルをはじめ、様々媒体を活用し、幅広い方々への情報発信を目指し、平成26年度に見直しを行ったところであり、その中で、基金が、久留米リサーチパークへの補助金財源として充当されていることについても、明らかにしていきたい。また、事業の見直しについても、産学官金により構成される「久留米市新産業振興連絡会」において事業内容を検討しており、今後も各機関と連携して、効果的な事業実施に努めていきます。 基金事業の収益化についてですが、基金が有限であるため、収益力の強化による自立化が必要な反面、産業支援機関として、裾野の広いサービス提供も求められているところです。このような状況を踏まえ、受益者から適切な負担を求めるなどの見直しにより収益強化に努めていきたい。	措置済
218	商工観光労働部	競輪事業課	第7章 各種基金の現状(詳細)について 34、久留米市競輪場施設等改善基金 6意見 平成27 年度には、車券売上約100億円超を見込む全日本選抜競輪(G1)の開催が予定されており、例年より多くの収益が見込まれるが、将来の収益を見込んだ中長期的な明確なビジョンをもとに基金の有効活用を検討すべきであると思う。 平成3年度をピークに競輪業界の売上は低迷し、厳しい競輪事業ではあるが、その中でも、開催収支を黒字に維持しながら本来の公営企業の趣旨を全ライン、「家族で楽しめる競輪場」を目指すなど「顧客満足」をより重視したサービス向上をはかりながら、バランス良く且つ有効な設備投資や施設改善をしていくことが重要である。 また、施設の老朽化も進んでいるため、積立基金の適正規模の検討・研究等を行っていくべきであると考える。	意見	平成23年度に久留米競輪場の施設等の改善に要する経費に充てるため新設した久留米競輪場施設等改善基金には、毎年計画的に積立を行ってきました。ご意見のとおり競輪場内施設は昭和40年代に建設された物が複数あり、老朽化が進んでおります。競輪場施設の改善及び規模等の最適化を課題と考え、平成28年度から基金活用を含めた効果的な計画策定を進めております。	検討中